## 「情報知識学会」編集委員会規程

2002年8月27日制定

(設置)

第1条 情報知識学会定款第7章に基づき,本会に編集委員会(以下,「委員会」という)を置く.委員会に関する事項は,この規程に定めるところによる.

(任務)

第2条 委員会は,会長の諮問に応じ,情報知識学会誌(以下,「会誌」という)の編集 に関する事項について審議し,会誌の発行に当たる.

(組織)

- 第3条 委員会に委員長を置く.
  - 2 委員長は定款第6章による編集長が担当する.
- 3 委員長は情報知識学会正会員(個人会員)の中から若干名を委員として任命する. (委員会)
- 第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる、
  - 2 委員会に必要に応じて役職委員を置くことができる.
  - 3 委員長に事故あるときは,あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う.

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とし,再任を妨げない.
  - 2 委員長が交代したときは前項に関わらず任期は終了する.

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは,委員以外の者を委員会に出席させることができる.

(小委員会)

- 第7条 委員会に具体的,専門的な事項を検討するために小委員会を置くことができる.
  - 2 小委員会に関し必要な事項は,委員会が別に定める.

(庶務)

第8条 委員会の庶務は情報知識学会事務局において処理する.

(雑則)

- 第9条 この規程の定めるもののほか,委員会の運営などに関し必要な事項は,委員会において別に定める.
- 第10条 この規程の改定は理事会の議決を経て行う.

付則

1 この規程は 2002 年 8 月 27 日から施行する.